

NPO 人にやさしい色づかいをすすめる会 会則

(名称)

第1条 この会の名称は「NPO 人にやさしい色づかいをすすめる会」とする。

(所在地および事務局)

第2条 この会の所在地は代表の住所地とし、そこに事務局をおく。

(目的)

第3条 この会は、色覚の多様性に対応した色使いを推進することによって、より多くの人に正しく情報を伝えることができる、人に優しい社会を作ることとする。

(活動内容)

第4条 この会の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1) カラーユニバーサルデザイン(以下 CUD と称す) の知識および手法の共有に関わる勉強会活動
- 2) CUD 普及・啓発・推進に資する講演会、講習会、見学会やシンポジウム等の企画に関わる活動
- 3) CUD への改善提案に関わる活動
- 4) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 会員は、この会の目的に賛同して入会した個人および団体とする。

- 2 入会には、入会申込書を事務局に提出し、代表の承認を得る必要がある。また、会員は退会届を事務局に提出し、いつでも退会することができる。
- 3 この会の秩序に反し、会の名誉を著しく傷つけた者については、世話人会の承認を得て除名とする。また、2 年会費を滞納し、そのうえ会からの連絡に一度も応答しない者については、世話人会の承認を得て会員資格を停止する。
- 4 会員は、一般会員、学生会員、企業・団体会員の3種とし、それぞれ次項に定める金額を年度ごとに会費として納入することとする。ただし、一般会員および学生会員として10月1日から翌3月31日の間に入会した場合は、半額とする。なお、学生とは、学校教育法に定められた学校および専修学校等に通う者を指す。
- 5 会費は次の通りとする。
 - 1) 一般会員 2,000 円
 - 2) 学生会員 1,000 円
 - 3) 企業・団体会員 2,000 円以上(1口を2,000円、1口以上とする)
- 6 一旦納入された会費は返還しない。
- 7 会員は、団体所有の資産について持分を主張したり、分割請求することはできない。

(世話人)

第6条 この会に次の世話人をおく。

- 1) 代表 1名
 - 2) 会計(世話人) 1名
 - 3) 世話人 複数名
- 2 代表および世話人は、会員の中から立候補または推薦により候補者を決め、総会で決定する。

- 3 代表および世話人の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 代表および世話人が次の各号のいずれかに該当するときは、世話人会の議決により解任することができる。
 - 1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき
 - 2) この団体に多大な損害を与えたとき
 - 3) この団体の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- 5 代表および世話人は、総会で決定された年度活動計画に基づき、その円滑な執行のために世話人会を組織し、必要に応じて随時会合をもつ。
- 6 世話人会は、円滑な執行のため、会員より、世話人会を補助するサポーターをおくことができる。

(会計)

- 第7条 この会の経費は、会費、補助金その他の収入をもってこれに充てる。
- 2 この会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日とする。
 - 3 会計はその収支決算を毎年1回、総会において報告しなければならない。

(会計監査)

- 第8条 この会に会計監査をおく。
- 2 会計監査は1名とし、会員の中から代表が選定し、総会にて承認の上、委嘱する。
 - 3 会計監査の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 会計監査はこの会の会計を監査し、その結果を毎年1回、総会において報告する。

(顧問)

- 第9条 この会に、団体の運営や専門的な理論・技術を要する分野に関し、適切な助言および指導を行う顧問をおくことができる。
- 2 顧問は若干名とし、代表が委嘱し、顧問契約書において、それぞれ必要な事項を定める。
 - 3 顧問の決定は総会において報告する
 - 4 顧問の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

- 第10条 この会は、毎年1回、会員の意思決定の場である総会を行う。総会では、下記の事項について議決する。
- 1) 前年度の活動報告および決算に関する事項
 - 2) 新年度の活動計画および予算に関する事項
 - 3) 代表および世話人の選任等に関する事項
 - 4) 会則の変更に関する事項
 - 5) その他、この会の運営に関する重要事項
- 2 総会は、委任状を含め会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
 - 3 総会の議決は、出席者(委任状も含む)の3分の2以上をもって決する。
 - 4 世話人会は、総会の議事について議事録を作成する。書面議決の場合は書面議決開催となった経緯を含め作成する。

(解散および合併)

- 第11条 総会の決議により解散できる。会員総数の4分の3以上の承認による。
- 2 解散したときに残存する財産は、解散総会において選定した者に譲渡する。

3 総会の決議により他団体と合併できる。会員総数の4分の3以上の承認による。

(その他)

第12条 この会則の細則および申し合わせ等については、世話人会が暫定的に決定し、それを総会において報告・承認する。

第13条 この会のロゴマークの使用については別途定める。

附則

この会則は2015年2月28日より施行する。

附則

この会則は2016年4月10日より施行する。

附則

この会則は2017年4月23日より施行する。

附則

この会則は2018年4月28日より施行する。

附則

この会則は2019年4月27日より施行する。

附則

この会則は2020年4月26日より施行する。

附則

この会則は2022年4月22日より施行する。